

1 精神障害のある人への医療費助成について

まず、精神障害のある人への医療費助成についてうかがいます。

ご存知のとおり、「心身障害者医療費公費負担制度に精神障害のある人を加える」陳情が、一昨年11月議会において全会一致で採択されました。わが会派は、去年の11月議会等で、今年度からの実施を強く求めましたが、知事は、「市町村や医療機関等の話を丁寧に聞きながら、医療費助成も含め、精神障害者支援の在り方について、検討してまいりたい」との答弁を繰り返すだけで何ら進展がみられません。陳情が採択されて1年半ほどになりますが、知事はこの検討の結果をいつ頃までに出そうと考えているのでしょうか。判断の時期についてうかがいます。またこの間、どのような内容の検討をなされ、現時点で何が課題になっているのでしょうか。保健医療部長にうかがいます。

昨年11月議会において知事は、精神障害が心身障害者医療費公費負担制度の対象になっていない理由として、「精神障害の場合は、身体障害や知的障害と違って、状況が良くなって日常生活を取り戻す事例もあるから」というような答弁をされました。確かに一部に良くなる方もいらっしゃるでしょうが、だからと言って精神障害のある方全体を対象から除外し続けているというのはいかなるものでしょうか。

1993年に制定された障害者基本法では「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」という基本理念のもと、対象となる障害を「身体障害」「知的障害」「精神障害」としました。これにより初めて精神障害も福祉の対象になるとともに、その後の改正で、差別禁止の条項も加わりました。精神障害のある人への医療費助成はすでに38の都道府県で実現され、未実施が9府県（秋田、京都、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、宮崎、鹿児島）になっています。ぜひ岡山県も心身障害者医療費公費負担制度の対象に精神障害を追加するべきだと思いますがいかがでしょうか。知事におうかがいします。

いま、光熱費や諸物価高騰が県民の皆さんの暮らしをたいへん厳しいものにしていきます。ある精神科医療機関の調べでは、患者さんの8割が非課税世帯であり、経済的な厳しさは私たちの比ではありません。精神科以外の持病があるにもかかわらず受診を減らしたり、不調を感じても家族に言うこともできず、医者に行かない方もおられると聞きます。生活苦が「健康苦」になっているのです。心身障害者医療費公費負担制度はそもそも障害がある人たちの生活支援の一環としてつくられたはずで、1日も早く良い結論を出していただくことを強く要望します。

2 強度行動障害のある人への支援について

次に、強度行動障害がある人への支援についてうかがいます。

先日、強度行動障害があるお子さんがいらっしゃるご家族から厳しい生活の実態を伺う機会がありました。県議会では一昨年、民主県民クラブの大塚議員、昨年、自民党の福田議員が質問されていますので、障害等の詳しい説明は省略させていただきます。

県は一昨年度、自立支援協議会に強度行動障害支援部会を設置し、実態調査もとりくまれ今年度の重点施策を具体化されました。当事者やご家族の思いに寄り添う支援の一層の充実を期待し、3点質問いたします。

1つ、昨年度とりくまれた実態調査の結果を協議した部会の会議では、「研修をおこなっても現場に生かされていない」「スーパーバイザーによるコーディネートが重要」との意見がありました。「スーパーバイザーの派遣コンサルテーション」が今年度の新規重点施策として実施されています。これによってどのような成果を期待し、今後どう展開することを考えておられるのか、現時点で得られている成果や課題も併せておうかがいします。

2つ目、「支援学校卒業後の受け入れ先が少ない」「学校と福祉の連携」も重要な課題と指摘されています。これについて、今後どのようなとりくみを考えておられますか。先の質問とも関連しますが、専門知識や経験豊富な職員がおられる法人にコーディネートを委託することも含め、ご家族や施設・学校との橋渡し、相談を受け支援もできるセンターを県民局単位くらいで設けることを検討できないでしょうか。

3つ目、受け入れ可能な施設が少ないことも大きな課題です。国は地域生活の

支援施設としてグループホームの充実を検討しています。それも重要ですが、グループホームに限定せず、当事者やご家族の要望を大事にし、人材養成とあわせ対応できる施設を計画的に増やすことも必要だと思いますがいかがでしょうか。また、受け入れた施設に対し、要望に応じて支援者を一定期間派遣する仕組みはできないでしょうか。以上、子ども福祉部長におうかがいたします。

3 地球温暖化防止対策について

次に、地球温暖化防止対策についてうかがいます。

世界各地で、異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが大問題になっています。まさに気候危機とよぶべき非常事態と言っても言い過ぎではありません。

国も県も市町村も、これまでも温室効果ガスの削減にとりくんでこられました。直近の「岡山県地球温暖化防止行動計画の進捗状況」をみますと、2013年度から2020年度までの排出量は右下がり減少傾向にあり、2019年度は全体で2013年度比18.7%の削減、2020年度は速報値で26.9%の削減となっています。減少している主な要因は、構成割合で約6割を占める産業部門で、2019年度は基準年度から20%、2020年度は31.7%、それぞれ減少したと記されています。

一方、一定量の温室効果ガスを排出している事業者に求めている「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」において公表されている2021年度の排出量で対象事業者の全排出量の約7割を占める上位3社の排出量の推移をみますと、生産量の影響を受けるJFEスチール以外は、ジグザグしていますが、ほぼ横ばいです。2021年度の排出量は前年度に比べて10~20%増え、2事業者で国や県が基準年としている2013年度の排出量を上回りました。さらに、各事業者がかかげている目標も、いずれも2013年度の排出量を上回っています。知事はこの現状をどう認識しておられるでしょうか。まずお伺いします。

3月に改定した新たな温室効果ガスの2030年度の削減目標は、県全体で2013年度比39.3%、産業分野で32.4%ということでした。国連IPCC「1.5度特別報告書」の、「世界全体の人為的なCO₂の正味排出量が、2030年までに2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比して1.5度までに抑

え込むことができない」という指摘をふまえると、新しくした県の目標では小さすぎるし、少なくともこの県目標は必ず達成する責任があると思います。目標に対する認識を知事にうかがいます。

以下、具体のとりくみについていくつか質問します。

1つ、地球温暖化防止のとりくみを力強くすすめるには県民のみなさんの理解と協力が不可欠です。県の「実行計画」を着実にすすめるため、県民の意見を反映し協力を広げる場・仮称「気候市民会議」を設置してはどうでしょうか。知事にうかがいます。

2つめ、県民の皆さんが住宅の新築や改修をおこなう時、あるいは事業者の新築や改修、機械・設備を更新する時などをチャンスととらえ、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの取り組みを積極的に働き掛ける必要があると思います。そのためたとえば、工務店や建築業者、リフォーム業者、機械・設備等の搬入業者などに効果的なアドバイスをもらえるよう関係事業者への研修を実施したり、再エネや省エネに詳しい支援員を派遣するなど検討してはいかがでしょうか。

3つめ、医療や福祉関係の法人が補助事業でおこなう施設の新築・増改築の申請が出た際にも、再エネや省エネの導入をすすめるなど、県がかかわる事業の機会をとらえて普及を促すとりくみをおこなってはどうか。以上、環境文化部長にうかがいます。

4つめ、県営住宅についても、屋上防水改修時の断熱材の追加にとどまらず、断熱材の強化、二重サッシなど省エネ対策をすすめることも必要だと思いますが、土木部長にうかがいます。

5つめ、この質問の冒頭で産業分野の大量排出事業者の厳しい状況をお知らせしましたが、新技術が生まれない限り何もできないのかといえばそうではないと思います。今できることを最大限おこなってもらうことが重要です。たとえば県の「算定・報告・公表制度」において各事業者が省エネ法ベンチマークを発表しており、製造業の10事業者がこれを達成すれば260万トンのCO2削減ができます。これは2020年度の民生部門での削減に匹敵する量です。産業分野での排出削減とりくみを、事業者の自発的とりくみに任せるのではなく、専門家の知恵も借りながら、県として事業者に強力にはたらきかける必要があるのではないのでしょうか。

6つめ、中国電力のCO₂排出係数の影響をどうするかです。中国電力では石炭火力発電が一定の割合を占めていることが影響し、他の電力会社と比べてもCO₂排出係数が大きい値です。そのため同じ電気使用量でも他の地域に比べCO₂排出量が大きくなったり、省エネで電気使用量を減らしても、CO₂排出係数が大きくなれば排出量が増えるという問題があります。中国電力に対し、太陽光や水力等の再生可能エネルギーで発電した電力の購入量を増やしてもらうよう強気に働きかけること、国に対してその仕組みを確実なものにするよう求めることも必要ではないでしょうか。以上、知事にうかがいます。

4 社会的に問題が指摘されている団体について

最後に、社会的に問題が指摘されている団体についてうかがいます。

世界平和女性連合による女子留学生日本語弁論大会が岡山県生涯学習センターで行われるとの情報があり、わが会派は先日、利用許可を取り消すよう県教育委員会に対し申し入れをおこないました。

その理由は2つです。1つは、世界平和女性連合は社会的に大きな問題になっている統一協会の関連団体だということです。岡山で争われたいわゆる「青春を返せ裁判」の高裁判決では、統一協会や関連団体の行為は、正体を隠して接近し、様々な方法でマインドコントロールし、入信させて多額の寄付を要求し、人格も家庭も破壊してしまうものであり、「不法行為だ」と断じています。2つめに、当日会場で行う集会は弁論大会であったとしても、女性連合自体、その結成過程をみれば統一協会と一体のものであることは明らかだということです。宗教法人と一体の女性連合が生涯学習センターを利用するのですから、「利用規程」第5条「利用を制限できるもの」にある「宗教活動との関連があると認められる」と判断し、利用を許可するべきではなかったと思います。

昨年9月議会で、統一協会に対する認識を質した氏平議員に知事は「この10年ほど統一協会の報道に接していなかったので、活動レベルが低くなっていると、意識に上っていなかったのですが、実は、活発に活動を続けていたということ、安倍元総理の事件で知った」「被害者がこれ以上増えないように努めなければいけない」と答弁されました。また知事は、昨年11月議会の須増議員の質問に、統一協会による金銭トラブルなどの相談件数を示し、「特異な団体ではないかと感じている」と述べられました。

マスコミの世論調査では、統一協会の「解散命令を請求するべきだ」という回答が8割前後になるなど、国民はもっと厳しい認識を持っておられます。

さて問題は、昨年夏の事件をきっかけに、統一協会への認識を「新たにした」わけですから、行政の対応もその認識に立って行わなければならないのではないかと思います。統一協会やその関連団体に対し、県有施設の利用および後援の可否を判断するにあたって、認識の変化があるのかないのか、知事および教育長のご見解をうかがいます。

女性連合は毎年、生涯学習センターで弁論大会を行っていたそうです。当然今年も利用する可能性があったことは予め想定できたはずですが、昨年夏の事件以後、当該団体の利用について、どのような検討がおこなわれ、今年も例年通り利用を許可することになったのか、教育長にうかがいます。

数々の違法行為が問題になり、さらに被害者を増やす可能性のあるこのような団体の活動に、行政が手を貸すべきではありません。したがって私は、今からでも利用許可を取り消すべきだと考えています。他県の事例をみますと、水戸市は「市民の不安を解消するため」として、統一協会や関連団体に市の施設を貸し出さないよう指示しているようですし、福岡市は「国の判断が出るまで使用申請が出ても許可は見送る方針」を決めたと報じられています。私は、これらの事例も参考に、生涯学習センター「利用許可」の取り消しを求めますが、併せて教育長の見解をうかがいます。

知事

日本共産党の森脇議員の質問にお答えします。

まず、精神障害のある人への医療費助成についてのご質問であります。

判断の時期についてであります。現在、市町村や医療機関等からお話をお伺いしているところであり、医療費助成も含め、精神障害者支援の在り方について、さらに検討を進め、しかるべき時期に判断してまいりたいと存じます。

次に、心身障害者医療費公費負担制度への追加についてであります。精神障害のある人に対する支援は、身近な地域で自分らしく暮らしていける仕組みづくりが重要であり、医療費助成はその一方策と考えております。

引き続き、支援の在り方について、検討してまいりたいと存じます。

次に、地球温暖化防止対策についてのご質問であります。

現状の認識についてであります。お話の事業者は、鉄鋼業等の素材系産業であり、これまでも排出量削減の取組を進めている中、排出量は景気や生産体制等による生産量の変動等の影響を受けるものと考えております。

これら産業分野で脱炭素化を進めるためには、製造技術を根本的に転換する必要があることから、現在、新技術の研究が進められているところであり、今後、2050年カーボンニュートラルに向けて、取組が加速するものと認識しております。

次に、削減目標の認識についてであります。本県は、全国に比べ産業分野の排出割合が非常に高く、その多くは急激な削減が困難な鉄鋼業などの素材系産業であり、こうした本県の産業構造等を踏まえた上で目標設定したところであります。

今後とも、2030年度の目標はもとより、2050年カーボンニュートラルの達成に向け、県民や事業者、市町村などと一体となって取組を進めてまいりたいと存じます。

次に、気候市民会議の設置についてであります。県計画に定める地球温暖化対策の推進に必要な事業の提案や計画の見直しへの意見等を頂くため、県民団体から推薦された委員等で構成する「地球温暖化防止プロジェクト推進会議」のほか、地球温暖化対策を県民総参加の取組として推進するため「エコパートナーシップおかやま」を設置し、計画を着実に進めることとしており、気候市民会議の設置までは考えていないところであります。

次に、事業者への働きかけについてであります。大量排出事業者はこれまでもできうる限りの排出削減に取り組んできており、県では、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の運用などによる事業者の自主的な取組を促してきたところであります。

今後、水島コンビナートの産学官連携による協議会での脱炭素実現に向けた議論を進めるほか、省エネアドバイザー派遣などを通じて事業者の脱炭素の取組をさらに促してまいりたいと考えております。

次に、中国電力等への働きかけについてであります。中国電力においては、カーボンニュートラル戦略基本方針を策定し、再生可能エネルギーの最大限の導入に取り組んでいるものと承知しており、働きかけまでは考えておりません。

再生可能エネルギー導入拡大に向けては、送電網の強化や蓄電池の導入等による出力変動対策等が重要であると考えており、国に対しては、これらの措置を講じるよう要望しているところであります。

最後に、社会的に問題が指摘されている団体についてのご質問であります。

認識の変化についてであります。旧統一教会については、現在、国において宗教法人法に基づく意見聴取を行っており、その状況を注視しているところであります。県有施設の利用については、各施設の条例等の規定に基づき、また、県の後援については、各部局の承認基準に基づき、その可否を判断しているところであります。今後とも、これらに基づいて手十分な審査を行い、適切な判断に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

環境文化部長

お答えいたします。

地球温暖化防止対策についてのご質問であります。

まず、関係事業者への研修等についてであります。現在、施主となる事業者に対する省エネアドバイザー派遣事業を実施しているところであります。工務店等の施工業者に対して支援員の派遣までは考えておりませんが、ZEH等の省エネ住宅の動向や技術に関する研修会を新たに実施することとしており、建築物への再エネ導入や省エネ化の普及に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

次に、普及を促す取組についてであります。これまでも、事業者が再エネや省エネを導入するにあたり、国や県、市町村の支援制度をはじめ、必要な情報等を広く周知してきたところであります。今後、普及啓発の様々な機会を捉えて、庁内での情報共有に努め、事前の計画段階から再エネ導入や省エネ化が図られ

るよう、普及を促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

保健医療部長

お答えいたします。

精神障害のある人への医療費助成についてのご質問であります。

検討内容等についてであります。精神医療は、入院中心の医療から、精神障害のある人を地域で支えるための医療への移行を目指しており、医療費助成についてはその一方策として、支援の在り方全体の中で検討しているところであります。

課題についてであります。医療費助成も含め、精神障害のある人が身近な地域で自分らしく暮らしていける仕組みについて、関係者の間で様々な意見があり、丁寧な議論が必要であると認識しております。

以上でございます。

子ども・福祉部長

お答えいたします。

強度行動障害のある人への支援についてのご質問であります。

まず、スーパーバイザーの派遣コンサルテーションについてであります。強度行動障害の支援に精通した専門家の派遣により、支援技術の向上、支援担当者の不安感・孤立感の解消、効果的な環境整備への助言など現場の状況に沿った実地での支援や、関係者間の連携を図ることとしております。

現在、実施に向けて準備しており、今後、取組を進める中で成果や課題を整理し、必要に応じて工夫・改善しながら、強度行動障害のある人の受入れが可能な施設の増加と支援の底上げにつながるよう取り組んでまいりたいと存じます。

次に、支援学校卒業後の受入等についてであります。スーパーバイザーの派遣は学校も対象としており、依頼に応じて、卒業後の環境の変化も念頭に、具体的な助言等を行うこととしております。

また、ご提案のセンターの設置は、現時点では考えておりませんが、スーパーバイザーは、保護者や学校、施設からの相談に随時応じる窓口機能も担っており、

強度行動障害のある人個々の状況に沿って、卒業後も必要な福祉サービスにつながるよう、丁寧に支援にしていきたいと思います。

次に、受入施設の増加等についてですが、今年度は、スーパーバイザーの取組に加え、施設職員を対象に事例検討などの現場に生かせる研修や、役職者の意識改革を促す研修にも新たに取組み、グループホームに限らず、受入可能な施設の増加につなげていきたいと思います。

支援者を一定期間派遣する仕組みについては、派遣元施設との調整等の課題もあり、まずは、各施設の対応力の強化を図っていきたいと思います。

以上でございます。

土木部長

お答えいたします。

地球温暖化防止対策についてのご質問であります。

県営住宅についてですが、既存ストックの屋上防水工事に併せて、断熱材の追加や更新を行うとともに、共用部分の照明のLED化にも取り組んでいくところであります。

現在のところ、長寿命化工事等を優先する必要があることから、二重サッシへの取組等までは考えておりませんが、今後も、ストックの改善に併せ、必要に応じて断熱性能の向上等を目指してまいります。

以上でございます。

教育長

まず、認識の変化についてですが、教育委員会が所管する施設の利用許可及び後援については、申請毎に、施設の利用規程等や教育委員会共催・後援取扱要綱に基づき、可否を判断しているところであり、今後とも、十分な審査を行い、適切に判断してまいります。

次に、生涯学習センターの利用についてですが、施設の利用許可にあたっては、従前から申請ごとに活動の内容を、岡山県生涯学習センター施設・設備利用規程や関連法令に照らして審査しているところであります。

今回の利用許可についても、規定等に基づき、適切に判断したものであり、現時点で、取り消すことは考えておりません。

以上でございます。

森脇議員

再質問をさせていただきます。それぞれご答弁を頂きまして、ありがとうございました。

地球温暖化防止対策、そしてまた、強度行動障害を持つ子どもさんへの対応など、今取り組み始めた課題もあろうかと思っておりますので、それらがより充実されるように全力で取り組んで頂きますように、まずこれは要望をしておきたいと思っております。

再質問ですけれども、まず、地球温暖化防止対策についてですね、質問させて頂きましたのは、2050年度にむけて様々な新しい技術、また製造に関わる温室効果ガス削減の取り組みを進めるための技術開発、普及、そういう事に取り組むというのはわかるのですよね。問題なのは、2030年度はどうでもいいという事ではないと、いうことですよ。2030年度までに、まだまだ事業者ができることがあるじゃないかと、例示を致しましたのが省エネ対策の公表されている資料を見ても達成できていないわけですね。原単位での省エネ対策をどう進めていくか、そういった分野でももっと力強く県の方から求めて行くという事が大事じゃないかと思うのです。そのあたり、まだまだやれることがあるのではないかと、私思っているのですけれども、知事の認識や部長の認識をもう一度聞きたいと思っております。

次に、精神障害の方の医療費助成ですけれども、知事、結局同じ答弁なんですよ。去年、私もインターネットで拝見しましたけれども、同じ答弁から全く変わらないという状況であります。

入院中心の制度から、地域へと部長からお話ありましたが、精神障害の方を医療費助成の対象にすることが、地域生活に結び付けていく上で、何か妨げになるようなことがあるのでしょうか。何が妨げになるのか。地域生活を送っていく上で妨げになるようなことが意見として出されているのであれば、そのあたり、少し踏み込んで教えて頂きたいと思っております。

続いて、社会的に問題が指摘されている団体についてですけれども、法令や規

定に基づいて判断すると、知事も教育長もお話されました。これは、夏の事件の以前は確かにそうだったと思います。しかしその事件が起こっても、あの痛ましい事件が起こっても、まったくそれに対する対応が改まっていないというのはいかななものかなと、思いますよね。すでに裁判でも、岡山で争われた「青春を返せ裁判」でも、違法な活動であったということが認定されているわけですし、国の取組が遅れていることは問題だと思えるのですけれども、県独自でこの間の様々な情報を入手して判断をするという事が大事じゃないでしょうか。しかも知事、「被害者をこれ以上増やしてはならない」と、いう事をおっしゃっているわけですから、その観点に立って新しい認識のもとで判断すべきだと私は思いますけれども、そのあたりまったく検討されたふうにとれなかったわけです。この点について知事及び教育長に再度答弁を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

知事

地球温暖化について、2050年これが大事なものは当然だけれども、2030年も非常に大事なのではないかと。省エネ対策、原単位の削減、やれることがあるのではないかと、こういった認識なのかという事でございます。

2030年の目標も大事でありますし、省エネ対策をしておくこと、できることをそれぞれきちんと取り組むことが大事であるということについては、考えはほぼ同じなのではないかと考えております。

我々としてできることは、きちんとやっておかなければいけないわけですが、今日質問にお答えしました、素材系の会社、例えば鉄を作るというのはこれは本当にどうしても現実的に二酸化炭素を大量に排出してしまうわけです。これを、どうするかということで、それぞれの会社大変苦労をしながら努力をしていると思っています。例えばこの新しい技術を開発して、今のプロセスに近いプロセスだけれども二酸化炭素排出を減らす取り組み進めて頂いておりますし、これまであまり前向きでなかった、電炉に対しても取り組むと。3基あるうちの1基を電炉に変えるという計画も発表されている。これは会社にとっても一大決心であったであろうと思うわけですが、そういったこともして頂いている。また、根本的に二酸化炭素を減らす可能性はないのかという、基礎研究もされていると伺っております。これについて我々がせっつくというのも一つの

考えでもあると思いますけれども、むしろその長い目で大胆に取り組んでいることに関してもっとすぐに成果が出る小っちゃいことに追い込んでしまう可能性もあるのではないかと考えております。ぜひ、それぞれの会社が大きく削減できるよう、我々としても後押しをしていきたいと思っております。

また、精神障害、この入院中心から地域中心にすることについて、何が妨げになると考えているのか、これについては部長に答弁を委任させていただきます。

また、社会的に問題が指摘されている団体について再質問でありますけれども、私自身認識が変わっているわけではありません。ただ、この団体に対する評価が定まっていない現状において我々がとれることをとったという事でございます。これについてはもう少し詳しく部長に答弁させます。

総務部長

再質問にお答えいたします。

社会的に問題が指摘されている団体についての認識の質問でございます。議員の方から県独自で改めて独自の判断はできないかという質問を頂いたところです。知事から先ほど答弁ありましたように、団体自体の全体としての評価がまだ定まっていない、まさに答弁でありましたように、意見聴取を国がおこなっていて、その状況を注視しているというような状況の中で、いま現在県独自の判断において特定の団体を排除するような基準の変更というのは難しいと考えております。以上でございます。

環境文化部長

森脇議員の再質問にお答えいたします。

地球温暖化防止対策に関する質問、事業者に対する働きかけということで、知事が答弁した通りではございますけれども、もともと2050年が究極の目標でございますけれども、2030年に関しましてもそれぞれの県内の特性を活かした中で、勘案した中で、いわゆる39.3%という目標を掲げさせて頂いておりますので、こういったことに関しましては、脱炭素に取り組むことには企業としての責務、会社としての評価につながるものでもありますので、そういったものをき

ちり達成して頂くように我々も働きかけを強めて参りたいと考えております。また、どうしても大企業だけでなく中小企業等に関しましても、いわゆる省エネアドバイザー等派遣など通じまして、そのあたりに関しましては、日々そういった形で取り組みが進むよう繰り返し普及の方は進めて参りたいと考えております。以上でございます。

保健医療部長

再質問にお答えいたします。

精神障害のある人への医療費助成について、入院から地域への流れに対して、妨げになるような意見があるのかというご質問だったかと思えます。

私ども関係者からお話を聞かせて頂いているなかで、出てきた意見をいくつかご紹介させて頂きたいと思えます。

まず一つは、精神科に入院したとしても症状が落ち着いたら早く退院して地域で生活したい、これは先ほど申し上げたことと通じるかと思えます。二つ目は、精神障害のある人は身体合併症を抱えるケースが多く早期発見、早期治療が必要、こういった意味で医療費助成について前向きなコメントもあつところでございます。一方で精神科の入院医療費は一般課の入院に比べると安価であり、精神科の入院に対して助成が必要なのかということで、入院の医療費に対しての助成の必要性についての疑問を呈する声があつたりとか、精神科の入院に対する医療費助成だけでなく他にも充実させるべき政策があるのではないかと、ということで、この医療費助成だけでなく、他の政策と一体的に議論すべきじゃないかというコメントがあつたというふうに認識しているところでございます。こういった意見があるところもありまして、我々として医療費助成も含め、身近な地域で自分らしく暮らしていける仕組みづくりに活かして参りたいということで、この精神障害の特性をもった方の特性に応じた施策として検討しているところでございます。以上でございます。

教育長

再質問にお答えいたします。

生涯学習センターの利用についてでございますけれども、お話の団体につきましては、文化庁が意見聴取をしておるところでございます、私どもといたし

ましても、状況を注視しておるところでございます。

また、生涯学習センターの施設につきましては、広く県民に提供しているものでございまして、地方自治法におきましても正当な理由がない限り、住民が公の施設等を利用することを拒んではならないと規定がございます。この個々の申請にございましては、私どもは活動の内容、それを活動の内容ごとに条例や申し上げました地方自治法を踏まえまして審査をしておるところでございまして、先ほど申しました、これを拒む理由にはあたらないと判断したところでございます。以上でございます。

森協議員

再々質問をさせていただきます。

一つは、精神障害のある方の医療費助成制度ですけれども、病気の早期発見、早期治療につながる、地域で暮らすにあたって健康の心配があれば速やかに医療にかかることができるということで、大変これは地域生活を送るうえでメリットになる制度だと思うのですね。本来それをおこなうために作られた心身障害者医療費公費負担制度ですから、精神科だけが対象でない、すべての病気が対象になるわけですから、地域での生活を支えていく上で非常に大事な制度です。また、健康を守っていく上で非常に大事な制度、いうまでもないわけですね。精神障害だけがその対象から外れているというのは何の道理もないと思うんです。(三障害となった)経過を説明いたしましたけれども、もう速やかに対象にするべきだと思います。

なにか、先ほどの再質問の答弁を聞いておりますと、入院について、もしかしたら入院も1割負担になれば逆に入院する人が増えてしまうのではないかと、心配されているように受け取ったのですけれども、決してそうではないですよ。そこはもう一度確認をしたいと思いますし、誰も好き好んで入院をするひとはいないわけです。ずっと以前には社会的入院っていう事も大きな問題になりましたし、また今ももしかしたらそういう事例もあるかもわかりません。それはやっぱり、地域で暮らす仕組みが整っていないのが最大の原因ですから、好き好んで入院を続けるっていう人は私はまずいないと思うのですよね。やはり支援の制度を作る、また別の理由でその入院の制度まで必要があるのかという風にお考えであれば、まずは通院だけでも実施するという事も選択肢のひとつに

なっておかしくないと思うのですよね。そのあたりもう一度部長、答弁お願いしたいと思います。

統一協会関連団体の問題ですけれども、質問でも述べましたけれども、世界平和女性連合、統一協会というのは、いわゆる「青春を返せ裁判」、高裁判決を見ますと、正体を隠して接近をする、そして様々な方法でマインドコントロールをする、そして入信させてしまって多額の寄付を要求する。まさに人格も家庭もこういう中で破壊してしまうということが、これ裁判の判決文のなかで触れられているのですよ。それで、不法行為だと断じてもいるわけですよ。これは岡山の「青春を返せ裁判」だけではなく、各地の被害者の方たち、2世の方たちが起こしている裁判で認定もされています。しかも、この間、消費生活センターに対する相談も増えているということは、以前の質問でも知事も明らかにされたところで、「特異な団体」と知事も述べられて、「被害者をこれ以上増やしてはならない」という認識も示されたわけですから、そういう認識を持つのであればやはりそれを防ぐための運用に改めていくというのが筋ではないでしょうか。

正当な理由がない限り断るわけにいかないっていうふうに教育長おっしゃりますけれども、いま話をした内容っていうのは、まさに正当な理由だと私は思いますよね。いまお話した内容や、様々な裁判での判決、これらを正当な理由ではないと、おっしゃるのでしょうか。そのあたりの認識、そういった検討をされたのかも含めてもう一度教育長にお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、温室効果ガス削減について、なにも新しい技術の開発を否定するわけでもないし、特に鉄鋼業などご苦労されているというのは重々承知しております。そんな簡単にいくものでもないという認識しております。だけれども、だからと言って、他のところで色々な電気の関係、会社が使っている電気ですとか、車だとか、運輸の関係だとかそこのも努力をされているんだと思いますけれども、省エネのベンチマークのデータも公表されていますけれども、これを見てもですね、まだまだ余地はあると思うんですよね。そういうことを促がす努力はぜひ、これは要望として続けてほしいと思っております。よろしく申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

保健医療部長

再再質問にお答えいたします。

精神障害のある人への医療費助成について現在の我々の検討内容が、今回のその医療費助成をすることによって、入院が増えるというふうに考えるために進まないのではないか、という質問がまず一点あったと思います。

この件に関しては、我々は入院の患者数が増えるからこの導入について後ろ向きということまでは考えていません。あくまで、この医療費助成のことと、地域に移行するということの整合性をどう上手くつけるかと。まさに議員ご指摘のように、地域での受け入れ態勢が必要というところを我々重要視しております。そういった取り組みと合わせて全体として議論していきたいと考えているところでございます。

二つ目として、まずは通院だけでもというご提案かと思えます。議員からお話頂きました、通院だけでも医療費助成をスタートさせるという事について、そもそも要望団体の要望内容と合致するのかということも含めて精査する必要があるかと思いますが、そういったご要望があったといところだけは今日は受け止めさせて頂きたいと思えます。以上でございます。

教育長

再々質問にお答えいたします。

先ほども申しましたけれども、お話の団体の状況を国が意見聴取をしている状況どうなるかということはもちろん我々としても注視し、そのところの情報把握をしているところでございますけれども、ただまあこの生涯学習センターの施設の利用につきましては、その利用規定におきまして、その申請がありました活動内容につきましては、どうなのかというところに基づいて判断をしているところでありまして、明らかに活動内容に差し迫った危険性等々が予見されるということであれば当然これを許可しないということでありまして、今回申請がありました活動の内容につきましてはそういったものはないということで、判断させて頂いたところでございます。

